

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和4年6月受付分） *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭寄付】

<故人が生前お世話になったため>

○菅野 良貴様（端野町）	100,000円	○田房 浩幸様（常呂町）	30,000円
○関根 秀雄様（常呂町）	50,000円	○段城 昇様（留辺蘂町）	10,000円
○菅原 武美様（留辺蘂町）	50,000円	○五十嵐 時子様（留辺蘂町）	50,000円
○岩田 吉夫様（留辺蘂町）	10,000円	○熱田 征一様（留辺蘂町）	20,000円
○柴田 義一様（留辺蘂町）	20,000円	○長谷川 久男様（湧別町）	10,000円